

白川町健康診査等受診料等の額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 9 月 2 5 日

白川町長 佐 伯 正 貴

白川町規則第 2 4 号

白川町健康診査等受診料等の額に関する規則の一部を改正する規則

白川町健康診査等受診料等の額に関する規則（平成 2 3 年白川町規則第 1 3 号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
別表（第 2 条、第 3 条関係） 【別記 1 参照】	別表（第 2 条、第 3 条関係） 【別記 1 参照】

附 則

この規則は、令和 7 年 1 0 月 1 日から施行する。

【別記１】

改正後

別表（第２条、第３条関係）

健康診査等の種類	対象者	受診料等の額
特定健診	４０歳から７４歳までの白川町国民健康保険被保険者	５００円。ただし、４０歳、４５歳、５０歳及び５５歳の者は無料とする。
３０歳代健診	３０歳から３９歳までの者	５００円
おたっしや健診	後期高齢者医療制度の被保険者	集団健診 ４２０円 施設健診 ５００円
肝炎ウイルス検診	４０歳以上の者。ただし、前年度までに当該検診を受診した者を除く。	５００円
胃がん検診	４０歳以上の者	集団検診 ５００円 施設検診 １，０００円
肺がん検診	４０歳以上の者	５００円
大腸がん検診	４０歳以上の者	５００円
前立腺がん検診	５０歳以上の男性	５００円
子宮頸がん検診	２０歳以上の女性。ただし、前年度に受診した者を除く。	５００円
乳がん検診	４０歳以上の女性。ただし、前年度に受診した者を除く。	５００円
骨粗しょう症健診	３０歳、３５歳、４０歳、４５歳、５０歳、５５歳、６０歳、６５歳及び７０歳の女性	５００円
皆歯科健診（歯周病検診）	１９歳から７４歳までの者	無料
後期高齢者医療口腔健診	後期高齢者医療制度の被保険者	３００円
インフルエンザ予防接種	予防接種法施行令（昭和２３年政令第１９７号）第３条に該当する者	１，５００円
肺炎球菌感染症（高齢者がかかるものに限る。）予防接種	予防接種法施行令第３条に該当する者	３，０００円
新型コロナウイルス感染症予防接種	予防接種法施行令第３条に該当する者	<u>４，７００円</u>
带状疱疹予防接種	予防接種法施行令第３条に該当する者	組換えワクチン ８，０００円 生ワクチン ３，２００円

備考 この表に掲げる年齢は、受診する日の属する年度の末日における満年齢をいう。

改正前

別表（第2条、第3条関係）

健康診査等の種類	対象者	受診料等の額
特定健診	40歳から74歳までの白川町国民健康保険被保険者	500円。ただし、40歳、45歳、50歳及び55歳の者は無料とする。
30歳代健診	30歳から39歳までの者	500円
おたっしや健診	後期高齢者医療制度の被保険者	集団健診 420円 施設健診 500円
肝炎ウイルス検診	40歳以上の者。ただし、前年度までに当該検診を受診した者を除く。	500円
胃がん検診	40歳以上の者	集団検診 500円 施設検診 1,000円
肺がん検診	40歳以上の者	500円
大腸がん検診	40歳以上の者	500円
前立腺がん検診	50歳以上の男性	500円
子宮頸がん検診	20歳以上の女性。ただし、前年度に受診した者を除く。	500円
乳がん検診	40歳以上の女性。ただし、前年度に受診した者を除く。	500円
骨粗しょう症健診	30歳、35歳、40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳及び70歳の女性	500円
皆歯科健診（歯周病検診）	19歳から74歳までの者	無料
後期高齢者医療口腔健診	後期高齢者医療制度の被保険者	300円
インフルエンザ予防接種	予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第3条に該当する者	1,500円
肺炎球菌感染症（高齢者がかかるものに限る。）予防接種	予防接種法施行令第3条に該当する者	3,000円
新型コロナウイルス感染症予防接種	予防接種法施行令第3条に該当する者	2,100円
带状疱疹予防接種	予防接種法施行令第3条に該当する者	組換えワクチン 8,000円 生ワクチン 3,200円

備考 この表に掲げる年齢は、受診する日の属する年度の末日における満年齢をいう。